

平成 27 年 9 月 12 日

株式会社レインズインターナショナル

【続報】 当社への一部報道につきまして

昨日、ご報告申し上げた労働組合「ブラックバイトユニオン」（以下「ユニオン」といいます）より、当社及び当社のフランチャイズ加盟企業である DWE JAPAN 株式会社（千葉県成田市 代表者 川井 直 以下「DJ 社」といいます）に対して団体交渉の申し入れがなされたことにつきまして、昨日、下記内容の回答をいたしました。

当社といたしましては、一部報道において当社そのものが当事者であると誤認させてしまうおそれがあるものがございましたので、当社と DJ 社とのフランチャイズ契約における関係と DJ 社とその店舗従業員との雇用契約における関係をお伝えする意味も含め下記のとおりご報告申し上げます。

改めて、今回の報道により関係者の皆様にご心配おかけしましたことお詫び申し上げますと共に、フランチャイズ本部として、再発防止に向けて全力をあげて取り組んでまいる所存でございます。

記

- ・ ユニオンが要求する団体交渉事項（ユニオンからの各要求事項）は、いずれも DJ 社が雇用する店舗従業員に関するものであり、当該従業員と DJ 社との労使関係に関するものであること
- ・ 当社は、DJ 社との間に、「しゃぶしゃぶ温野菜」に関するフランチャイズ契約を締結しており、同契約に基づき、フランチャイズ本部として、DJ 社に対しチェーンの統一性の維持及びお客様からの信用保持のための助言・指導を行っていること
- ・ 本件に関して、事実関係を詳細に把握したうえで適宜必要に応じて助言・指導を行っていく意向であること
- ・ DJ 社は、当社とは独立した経営主体として、上記フランチャイズ契約に基づき、同社の責任と負担の下に店舗を営んでおり、その店舗従業員については、DJ 社が独自に人事管理を行い、労働条件の決定や採用その他の労務管理事項の全てを DJ 社が自主的に決定している実態があること
- ・ 当社は、DJ 社の店舗従業員の基本的な労働条件について、雇用主である DJ 社と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定できる地位にはなく、当該従業員及びユニオンとの関係で労働組合法上の使用者にあたらないこと
- ・ ユニオンからの各要求事項は、雇用主である DJ 社がその判断に基づき回答すべき性質のものであり、当社の立場から交渉し回答し得る事項ではないこと

以上